

(趣旨)

第1条 本市における野生鳥獣による農作物及び市民に対する被害を防止し、農作物の安定生産及び市民生活の安全確保を図るため、鳥獣被害防止施設等（電気柵、金網その他の資材を用いて野生鳥獣の耕作農地等への侵入を防止する施設又は設備をいう。以下同じ。）を設置する者に対し、予算の範囲内において、松山市鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する組織（以下「地元組織」という。）

ア 町内会、自治会、その他これらに類する組織

イ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定による多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定を受けた組織

ウ その他市長が特に必要と認める組織（規約と構成員名簿を備え、構成員が3人以上であるものに限る。）

(2) 市内に住所を有し、かつ、本市の区域内において農業を営む個人又は団体（納期限の到来した市税を完納している者に限る。）で、次のいずれかに該当するもの

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画又は同法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者等」という。）

イ 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等又は市長が特に必要と認める者（以下「耕作者」という。）

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が市内に所在する店舗において電気柵、金網、トタン板その他市長が別に認めた資材を購入する経費とする。

2 補助金の交付の対象となる事業及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、2戸以上の認定農業者等又は耕作者が連続する所有農地

に対して、共同して鳥獣被害防止施設等（延長が300メートル以上となるものに限る。）を新設する場合の当該認定農業者等らの代表者（以下「共同設置代表者」という。）に対する補助金の額は、別表第2のとおりとする。

4 補助回数は、同一の補助対象者につき1年度1回限りとする。

（交付の申請）

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書に鳥獣被害防止施設等の資材を購入した店舗による資材の購入の証明を受け、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地元組織 松山市鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金交付申請書（地元組織申請用）（第1号様式）

(2) 認定農業者等又は耕作者（次号に該当する場合を除く。） 松山市鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金交付申請書（個人申請用）（第2号様式）

(3) 共同設置代表者 松山市鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金交付申請書（共同設置申請用）（第3号様式）

2 前項の規定による申請は、鳥獣被害防止施設等の資材の購入日の属する年度の末日までに行わなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で補助金の交付の適否を決定し、松山市鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、その旨を補助対象者に通知する。  
（着手届及び完了届等）

第5条 規則第8条ただし書の規定に基づき、同条各号に掲げる書類の提出は要しないものとする。

（補助金の請求及び交付）

第6条 第4条第3項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、松山市鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金請求書（第5号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第7条 規則第11条ただし書の規定に基づき、同条に掲げる書類の提出は要しないものとする。

(決定の取消及び補助金等の返還)

第8条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、又は規則第12条第1項各号に該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 前項の取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(指導監督)

第9条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年12月28日から施行し、この要綱の施行の日以後に資材を購入した補助対象事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日以後に資材を購入した補助対象事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に資材を購入した補助対象事業から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第3条関係）

| 補助対象者           | 補助の対象となる事業   | 補助金の額                                  |
|-----------------|--|--|
| 地元組織            | 本市の区域内にある耕作農地等に鳥獣被害防止施設等（延長が300メートル以上となるものに限る。）を新設する事業 | 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額。ただし、50万円を上限とする。 |
| 認定農業者等          | 本市の区域内にある耕作農地等に鳥獣被害防止施設等（延長が100メートル以上となるものに限る。）を新設する事業 | 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額。ただし、3万円を上限とする。  |
| 耕作者（認定農業者等を除く。） | 本市の区域内にある耕作農地等に鳥獣被害防止施設等（延長が100メートル以上となるものに限る。）を新設する事業 | 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額。ただし、2万円を上限とする。  |

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第2（第3条関係）

| 補助対象者   | 補助の対象となる事業   | 補助金の額                                  |
|---------|--|--|
| 共同設置代表者 | 本市の区域内にある耕作農地等に鳥獣被害防止施設等（延長が300メートル以上となるものに限る。）を新設する事業 | 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額。ただし、50万円を上限とする。 |

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。